



東京青色がん保険

～平成23年11月1日保障開始～

(中途加入用)

お申込受付中

ある日突然
がんと診断
されたら？

基本保障は生後15日～満69歳の方まで入れます
女性特有のがんを保障するオプションもございます

東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL : 03-3230-8501 (代)
FAX : 03-3230-8655 番

—加入申込その他のお問い合わせは—
社団法人
江戸川北青色申告会
〒132-0025 江戸川区松江2-23-13
☎ (3656) 0621

「がん」と診断されてから、「がん」と闘うあなたを応援します



「がん」にかかっても、
安心して「がん」治療に
専念できる頼もしい味方
です！



- 上皮内がんも含まます
- 入障保障は日数無制限
- 女性特有の「がん」を保障するオプションも
- 団体割引30%適用

保障内容と保険金額

※ご加入後は満79歳まで保障の継続ができます
※満80歳をこえた5月1日で規約退会となります



基本保障	
がん診断保険金	100万円
がん入院保険金	日額1万円（日数無制限。1日目から保障）
がん手術保険金	手術の種類により10万円・20万円・40万円

オプション① 男女とも基本保障に追加できます	
がん退院後療養保険金支払特約	10万円

オプション② 女性のみ基本保障に追加できます	
女性特定がん保障特約	※基本保障に上乗せしてお支払いします
特定がん入院保険金	日額1万円（日数無制限。1日目から保障）
特定がん手術保険金	手術の種類により10万円・40万円
乳房治療見舞金	100万円

- ### ご注意
- ①がんと診断確定されたときが初年度契約の保険期間開始日からその日を含めて90日目（待機期間といいます）までであったときは、保険金をお支払いできません。また契約は無効となります。
 - ②オプションのみの加入はできません。
 - ③オプションの追加・削除は、年に1回（毎年5月1日）のお取り扱いとなります。
 - ④保障内容についての詳細はパンフレット裏面をご覧ください

※ご加入後は特にお申出のない限り満79歳まで1年ごとの自動継続の取扱となります
※登録情報を変更される場合や請求のお手続きについてはご所属の青色申告会へお申し出ください

半年保険料

表の見方

例えば、46歳の方が、基本保障に加入する場合の半年保険料は6,380円。同年齢の方が、がん退院後療養保険金支払特約をつけた場合の半年保険料は6,590円です。ご加入後、年齢区分が上がるごとに保険料も変更となりますのでご注意ください。

23年5月1日現在の満年齢	基本保障	オプション加入時の合計半年保険料※()内は1ヵ月あたりの金額です		
	半年保険料 ※()内は1ヵ月あたり	基本保障 + がん退院後療養 保険金支払特約	基本保障 + 女性特定がん 保障特約	基本保障 + オプションを 両方付けた場合
生後15日～9歳	430円 (72)	470円 (78)	—	—
10歳～14歳	430円 (72)	470円 (78)	—	—
15歳～19歳	450円 (75)	490円 (82)	1,530円 (255)	1,570円 (262)
20歳～24歳	520円 (87)	560円 (93)	1,600円 (267)	1,630円 (272)
25歳～29歳	750円 (125)	780円 (130)	1,860円 (310)	1,900円 (317)
30歳～34歳	1,400円 (233)	1,470円 (245)	2,660円 (443)	2,730円 (455)
35歳～39歳	2,460円 (410)	2,570円 (428)	3,890円 (648)	4,000円 (667)
40歳～44歳	4,070円 (678)	4,210円 (702)	5,720円 (953)	5,860円 (977)
45歳～49歳	6,380円 (1,063)	6,590円 (1,098)	8,290円 (1,382)	8,510円 (1,418)
50歳～54歳	9,650円 (1,608)	10,010円 (1,668)	11,740円 (1,957)	12,100円 (2,017)
55歳～59歳	14,240円 (2,373)	14,750円 (2,458)	16,380円 (2,730)	16,890円 (2,815)
60歳～64歳	20,570円 (3,428)	21,260円 (3,543)	22,760円 (3,793)	23,450円 (3,908)
65歳～69歳	27,370円 (4,562)	28,230円 (4,705)	29,600円 (4,933)	30,470円 (5,078)
新規加入は満69歳まで(継続時満79歳まで継続保障)				
70歳～74歳	32,940円 (5,490)	33,980円 (5,663)	35,180円 (5,863)	36,220円 (6,037)
75歳～79歳	38,130円 (6,355)	39,240円 (6,540)	40,370円 (6,728)	41,490円 (6,915)

※記載の保険料は、被保険者(本人)数が10,000名以上に試算しております。ご契約開始の際、被保険者(本人)の総数が10,000名未満になった場合は、保険料を変更させていただきます。

※次年度以降については、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

[申込人] 会員本人

[ご加入いただける方]

会員本人およびその配偶者、子、両親、兄弟姉妹および同居の親族・使用人で平成23年5月1日現在の年齢が生後15日以上～満69歳以下の方(女性特定がん保障は満15歳以上69歳以下の女性)

[ご加入いただけない方]

今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます。)にかかったことがある方

～加入できる方の生年月日～

[がん基本保障・がん退院後療養保険金支払特約]

昭和16年5月2日～
平成23年4月16日

[女性特定がん保障特約]

昭和16年5月2日～
平成8年5月1日

加入資格

加入申込

- お申込み ご所属の青色申告会にある「加入依頼書」に必要事項を記入押印し、「口座振替依頼書」を添えてご所属の青色申告会にご提出ください。
- 口座振替 口座振替は平成23年10月6日(木)で、引落不能の場合は別途お支払いいただきます。
- 保険料 指定口座より引落となります。
※次回ご契約ご継続の場合、4月および10月の6日が振替日となります。
- 保険期間 平成23年11月1日(火)午後4時～平成24年5月1日(火)午後4時までです。
(ご契約期間)

申込締切

第1回目締切(口座振替を実施する場合)・・・平成23年 8月16日(火)

第2回目締切(現金で保険料を納める場合)・・・平成23年10月14日(金)

※第1回目締切日以降にお申込みの場合は、加入申込時に初回分の保険料を添えてお申込みください。次回ご契約ご継続の場合、指定口座より保険料を引落しいたします。

半年の保険料についてご案内です



お支払いする保険金のご説明 (団体医療保険)

団体医療保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、普通保険約款・特約集をご参照ください。

がん基本特約およびそれにセットされる特約の保障内容

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は加入依頼書に記載されたご本人となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん基本特約	がん診断 保険金	保険期間中に医師によりがん(悪性新生物をいい、白血病・悪性リンパ腫などを含みます)と診断確定された場合	がん診断保険金額の全額 ※保険期間を通じ、1回のお支払いに限ります。	<がん診断保険金から乳房治療見舞金まで共通> (1) 最初の保険加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定されたがんについては保険金をお支払いできません。 (2) がん診断保険金がお支払われるがんと診断確定された最終の日からその日を含めて2年以内に再びがんと診断確定された場合についてはがん診断保険金をお支払いできません。など
	がん入院 保険金	医師によりがんと診断確定され、その治療を直接の目的として保険期間中に入院を開始された場合	がん入院保険金日額 × 入院日数 (*) (*) がんを直接の原因とした入院中にがんと診断確定されたときは、入院1日目からの日数(がん以外の原因で入院されたときは、がんと診断確定された日以降の入院日数)	
	がん手術 保険金	医師によりがんと診断確定され、その治療を直接の目的として保険期間中にがん基本特約所定の手術を受けられた場合	がん入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍、40倍) ※2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。 ※手術の種類によっては、お支払い回数の制限があります。	
がん退院後療養保険金 支払特約	がん退院後療養保険金	がん入院保険金がお支払われる入院を20日以上継続された後、生存して退院された場合	がん退院後療養保険金額の全額	
女性特定がん保障特約	特定がん入院 保険金	がん入院保険金がお支払われる場合で、その原因となるがんが約款所定の特定がんのとき ※約款所定の特定がんとは女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。	特定がん入院保険金日額 × 入院日数 (*) (*) 特定がんを直接の原因とした入院中に特定がんと診断確定されたときは、入院1日目からの日数(特定がん以外の原因で入院されたときは、特定がんと診断確定された日以降の入院日数)	
	特定がん手術 保険金	がん手術保険金がお支払われる場合で、その原因となるがんが約款所定の特定がんでかつ手術が約款所定の手術のとき	特定がん入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率(10倍、40倍) ※2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。 ※手術の種類によっては、お支払い回数の制限があります。	
	乳房治療 見舞金	がん手術保険金がお支払われる場合で、その原因となるがんが約款所定の特定がんでかつその手術が乳房切断術のとき ※乳房切断術とは、乳頭部、乳房の皮膚の一部およびすべての乳腺を切除する手術をいいます。	乳房治療見舞金額の全額 ※1乳房につき保険期間を通じて1回(継続契約である場合は初年度契約の保険期間の開始日から通算して1回)のお支払いに限ります。	

①このパンフレットは「団体医療保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

②他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入依頼書にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

③この保険は東京青色申告会連合会共済会をご契約者とし東京青色申告会連合会共済会の会員を加入者とする「団体医療保険」団体契約です。

④健康状態告知について、故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除させていただくことがあります。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

(注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

健康状態告知書や加入依頼書記載事項(職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

⑤団体医療保険普通保険約款・特約集および保険証券はご契約者(東京青色申告会連合会共済会)に交付されています。

<取扱代理店>

株式会社 東京青色

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-36

TEL: 03-3230-8501

FAX: 03-3230-8655

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋3丁目5番地19号

TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6734-9609